



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 0 5 号 令和 4 年 1 0 月 4 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 9 0	令和 4 年度徳島県一般会計補正予算（第 6 号）の要領を公表する件	財政課
5 9 1	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	管財課
5 9 2	同	同
5 9 3	同	同
5 9 4	同	同
5 9 5	漁船損害等補償法の規定による同意を求めるための事前届出があった件	漁業調整課
5 9 6	県営土地改良事業の計画を変更した件	農山漁村振興課
5 9 7	同	同

【教育委員会公告】

番 号	表 題	担当課名
	令和 5 年度徳島県立学校実習助手採用候補者選考審査要綱	

徳島県告示第五百九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和四年九月十四日徳島県議会の議決を経た令和四年度徳島県一般会計補正予算（第六号）の要領を次のとおり公表する。

令和四年十月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第五百九十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 落札に係る物品等の名称及び数量

ディスプレイ 二千七百三十五台

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

令和四年七月二十八日

四 落札者の氏名及び住所

テック情報株式会社

板野郡板野町犬伏字東谷六番地三三

五 落札金額

三千二百四万五百二十五円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和四年六月七日

徳島県告示第五百九十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 落札に係る物品等の名称及び数量

放置駐車違反管理システム等 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

徳島市万代町二丁目五番地一

三 落札者を決定した日

令和四年八月四日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額

百三十七万四千二百三十円（月額）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和四年六月十七日

徳島県告示第五百九十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
交通情報総合分析管理システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県警察本部警務部会計課装備管理室
徳島市万代町二丁目五番地一
- 三 落札者を決定した日
令和四年八月四日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社ジー・アイ・システム
福井県坂井市坂井町宮領五八字二〇―三
- 五 落札金額
七十六万七千百四十円（月額）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和四年六月十七日

徳島県告示第五百九十四号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
実火災体験型訓練装置（ホットトレーニング） 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部管財課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和四年八月八日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社藤島
徳島市津田浜之町五番五号
- 五 落札金額
六千四十四万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和四年六月二十八日

徳島県告示第五百九十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和四年十月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（津田加入区）

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

徳島市津田町一丁目一五―一五 麻植 正章

同 一〇―七 東 照千

2 加入区

津田加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

徳島市漁業協同組合

徳島市辰巳漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和四年十月四日から同月十八日まで

2 縦覧場所

徳島市津田町一丁目一番一―一号

徳島市漁業協同組合

徳島市津田町一丁目一〇番五〇―一―三号

徳島市辰巳漁業協同組合

（徳島市第一加入区）

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

徳島市中前川町五丁目一―一二七 仁木 直一

同 春日町二丁目五―五八―二 和田 純一

2 加入区

徳島市第一加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

徳島市第一漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和四年十月四日から同月十八日まで

2 縦覧場所

徳島市北田宮一丁目一〇番二号

徳島市第一漁業協同組合

（渭東加入区）

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

徳島市南沖洲二丁目六―五八	別所 昌廣
同 一―二七	増田 成廣

2 加入区

渭東加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

渭東漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和四年十月四日から同月十八日まで

2 縦覧場所

徳島市南沖洲五丁目五番八一号
渭東漁業協同組合

徳島県告示第五百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和四年十月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 地区名

大幸地区

二 事業名

経営体育成基盤整備事業

三 縦覧期間

令和四年十月十一日から

令和四年十一月九日まで

四 縦覧場所

鳴門市役所

徳島県告示第五百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和四年十月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 地区名

大代戎野地区

二 事業名

農業競争力強化基盤整備事業

三 縦覧期間

令和四年十月十一日から

令和四年十一月九日まで

四 縦覧場所

鳴門市役所

教育委員会公告

令和五年度徳島県立学校実習助手採用候補者選考審査要綱

徳島県教育委員会

一 募集対象及び採用人数 普通 一名程度・農業 二名程度

二 職務内容

1 実習助手（普通）については、普通科を置く高等学校等において、主に理科などの実験・実習を行う教科について、教諭の職務を助けるとともに、実験室・実習室・道具等の整備、管理などを行う。

2 実習助手（農業）については、農業に関する学科を置く高等学校においては、野菜・草花・果樹等の栽培、畜産、林業、食品製造等の実習について、作業学習で農業を実施する特別支援学校においては、野菜、草花の栽培等の実習について、それぞれ教諭の職務を助けるとともに、実習室・農場・道具等の整備、管理などを行う。

三 出願資格

次の1から3を満たす者

1 地方公務員法第十六条及び学校教育法第九条に規定する欠格条項に該当しない者

2 昭和三十八年四月二日以降に生まれた者

3 高等学校卒業（卒業見込みを含む）以上の学歴を有する者

なお、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者で、受審において配慮を必要とする場合は、事前に徳島県教育委員会教職員課県立学校人事担当（電話〇八八―六二―二三二三）まで連絡すること。

四 出願期間

令和四年十一月一日（火）から同月十五日（火）まで

出願は全て郵送（簡易書留郵便）によるものとし、令和四年十一月十五日（火）までの消印のあるものに限る。

五 出願手続

次の1から6のうち該当する書類を簡易書留郵便で郵送すること。

なお、封筒には「出願書類在中」と朱書きすること。

出願先 郵便番号七七〇―八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会 教職員課 県立学校人事担当

1 志願書及び履歴書（所定のもので、写真貼付のこと。）

写真は、縦四センチメートル横三・五センチメートル（脱帽、上半身）で六箇月以内に撮影したものであること。

2 受審票（所定のもので、写真は審査当日に貼付して持参すること。）

3 自己アピール文（所定のもので、志望動機や抱負も含めて記入すること。）

4 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書

5 最終学校の成績証明書。卒業（修了）見込者は、現在までの成績証明書（成績証明書に単位数記載のない場合は、別に単位修得証明書を提出すること。）

6 審査結果通知用封筒（長形三号 十二センチメートル×二十三・五センチメートル。住所及び氏名を明記し、四百四円切手を貼付のこと。）

六 審査期日及び会場

1 筆記審査

令和四年十二月十日（土）

徳島県立総合教育センター 三階 研修室（板野郡板野町犬伏字東谷一―七）

2 面接審査

令和四年十二月十日（土）、十一日（日）

徳島県立総合教育センター 三階 研修室（板野郡板野町犬伏字東谷一―七）

七 審査日程

1 筆記審査

令和四年十二月十日（土）

（一） 受付 午前九時十分から午前九時三十分まで

（二） 諸注意 午前九時三十分から午前九時四十分まで

（三） 筆記審査Ⅰ（教養・専門） 午前九時四十分から午前十一時十分まで

（四） 筆記審査Ⅱ（小論文） 午前十一時三十分から午後零時三十分まで

2 面接審査

令和四年十二月十日（土）、十一日（日）

面接審査の日時については、受審票に記載することによって連絡する。

八 審査内容

1 筆記審査

（一） 教養（一般教養・教職教養）及び専門に関する問題

なお、専門に関する問題については、以下のとおりとする。

・「普通」は、理科などの基礎知識に関する内容

・「農業」は、農業の基礎知識に関する内容

（二） 小論文（課題について六百字以内）

2 面接審査

人物、識見等、実習助手としての適格性を審査する。

九 審査結果の通知

審査結果を総合的に判定して採用候補者を決定し、採用候補者名簿に登載し、令和五年一月三十一日（火）午後二時に県庁西側の掲示板に発表するとともに、同日、受審者全員に審査結果を文書で通知する。また、採用候補者は、徳島県のホームページにも掲載する。

十 審査結果の開示

不合格者は、審査結果について、次のとおり、口頭による開示請求を行うことができる。開示請求は、本人に限る。

1 開示の内容

総合得点及び総合順位

2 受付期間及び受付時間

審査結果発表の日の翌日から一箇月間。ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除き、毎日午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

3 受付場所

徳島県教育委員会教職員課（県庁九階）

4 本人を確認するために提示を求める書類

受審票又は本人の顔写真が貼付された証明書類（運転免許証、学生証、旅券等）

十一 その他

1 身体等の事情により、受審に際して特に配慮を必要とする者は事前に相談すること。

2 採用候補者は、後日指定する日までに健康診断書等を提出すること。

3 自然災害等により、審査日程の変更等がある場合は、徳島県のホームページで知らせるので、留意すること。

4 この選考審査についての問合せ先

郵便番号七七〇―八五七〇 徳島市万代町二丁目一番地

徳島県教育委員会 教職員課 県立学校人事担当

（電話）〇八八―六二一―三二三三

5 新型コロナウイルス感染防止のため、二週間前からの検温等による体調管理や審査当日のマスクの着用・消毒等に御協力ください。なお、体調のすぐれない場合は受審を控えてください。